

山形県高等学校PTA連合会

表彰規程

- 一 本連合会は次の該当者がある場合には、表彰状を贈呈する。
 - 1 各単位高校PTA役員として3年以上その役にあり、特に著しい功績が認められる者。
(注 「役員」とはPTA会長・副会長と解する。)
 - 2 各地区高校PTA連合会役員又は本連合会役員として3年以上その職にあり、特に著しい功績が認められる者。
- 二 各単位高校PTA、各地区高校PTA連合会は、これら該当者について候補者を本連合会に推薦し表彰者の決定は理事会がこれに当たる。
- 三 候補者を推薦する場合は、その氏名、役職実績を付するものとする。
- 四 次の該当者がある場合には、感謝状を贈呈する。
 - 1 各地区高校PTA連合会会長退任の場合
 - 2 本連合会会長、副会長退任の場合
本号は第一号と重複しないものとする。

附則 昭和41年5月25日制定、昭和42年より施行
平成23年2月3日改定
平成31年2月1日改定
令和3年1月29日改定

(申合せ事項)

- 1 表彰を受けるのは退任する際であること。
- 2 各単位PTAにおける役員選出の内規が、1年のとき学年委員長、2年のとき副会長、3年のとき会長になっている場合は、県高P連表彰規程（会長・副会長として3年以上）に該当せず、いつも表彰を受けられなくなるので、このような場合に限り考慮する。これに該当する場合は、単位PTAの選出内規を必ず一緒に提出する。
- 3 表彰者の最終決定は、高P連理事会で行う。